

令和7年2月27日

関係各位

一般社団法人全国信用組合中央協会

信用組合業界のコンプライアンス態勢強化に向けた取り組みについて

本日、一般社団法人全国信用組合中央協会（会長：柳沢 祥二）は、信用組合業界のコンプライアンスマインド向上に向けた決意表明として、別添のとおり宣言いたしましたので、お知らせいたします。

以上

令和7年2月27日

信用組合業界の社会的責任とコンプライアンスの再徹底に向けた取り組みについて

一般社団法人 全国信用組合中央協会  
会長 柳沢 祥二

昨年、会員信用組合の経営トップが関与する不祥事件が相次いで発覚しました。

本会では、信用組合業界全体の信認を大きく揺るがすものであり、また、お取引先、さらには、地域・業域・職域社会に対する信用・信頼を著しく損ない関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを極めて重く受け止めております。

信用組合業界において不祥事件が立て続けに発生した状況を踏まえると、実効性の高い再発防止に向けては、業界を挙げて対処し問題を克服していくこと、また、業界として出来る取組みから速やかに着手し、着実に実行していくことが必要であります。

先ずは、中央組織の役職員が襟を正し、率先してガバナンス・コンプライアンスの再認識・再学習を行ってまいります。会員信用組合におかれましても、今一度、組織内のガバナンス・コンプライアンスマインドを高めていただく必要があります。

具体的には、中央組織では信用組合行動綱領に加え、信用組合業界の社会的責任とコンプライアンスの再徹底に向けた取り組みを下記のとおり策定し、コンプライアンス態勢の強化に努めてまいります。

会員信用組合におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、本取り組みが経営層から各職員一人ひとりに至る全役職員まで徹底されますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

中央組織として業界を挙げて不祥事件の再発防止に本気で取り組み、業界の信頼回復を図ってまいります。

記

#### 【今後の取り組み】

1. 信用組合経営者向けコンプライアンス研修会の定期開催
  - ▶ 経営トップの自覚・責任
  - ▶ 企業倫理・文化の醸成・浸透など
2. 信用組合職員向けコンプライアンス研修に係るサポート強化
  - ▶ コンプライアンス教育・啓発に係る統一的な教材の提供
3. 信用組合業界の共通相談窓口の設置
  - ▶ 役員による法令違反行為等に関する通報

以上